

鳥取縣公報

昭和十七年十二月十五日
第千三百九十三號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

○ 告示	
● 鳥取縣漁業生產計畫委員會規程中改正	一頁
● 鳥取縣魚類配給統制委員會規程中改正	二頁
● 鳥取縣醫師會、齒科醫師會關係當選者	二頁
● 國民体力管理醫務解任並選任	二頁
● 保安林編入	二頁
● 鳥取縣肥料檢査官吏任命	三頁
● 間接肥料取締上職務執行證票交付	三頁
● 動力糶摺業廢業	三頁
● 動力糶摺業免許證下付	三頁
● 假設建築物建築許可	三頁
○ 彙報	
● 鹽の割當制に就て	五頁
● 經濟統制と遵法	七頁
● 其の他

告示

◆鳥取縣告示第七百八十六號

昭和十六年十月鳥取縣告示第七百八十九號鳥取縣漁業生產計畫委員會規程中左ノ通改正ス

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第四條 會長ハ内政部長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委囑ス

一、水產事務並ニ技術ヲ掌ル地方事務官及地方技師

二、鳥取縣水產會長及同會主事

三、鳥取縣漁業組合會長及同會主事

四、各郡市水產會長

五、漁業組合關係代表者

前項ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

鳥取縣告示第七百八十七號

昭和十六年十月鳥取縣告示第七百九十號鳥取縣魚類配給統制委員會規程中左ノ通告正ス

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第四條中「經濟部」ヲ「內政部長」ニ「經濟部」ヲ「內政部」ニ改ム

第七條中「經濟部」ヲ「內政部」ニ改ム

鳥取縣告示第七百八十八號

昭和十七年十月三十日厚生省令第四十九號醫師會及齒科醫師會令第六條第三項ノ規定ニ依ル設立總會議員選舉ノ結果左ノ通常選セ

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣醫師會關係當選者

- 鳥取市地區 石河利三
- 米子市地區 廣江和一
- 岩美郡地區 松島隨敬

入頭郡地區

加藤 謙

氣高郡地區

岸田 輝雄

東伯郡地區

中原 衛貞

西伯郡地區

池淵 貢

日野郡地區

法橋 亮壽

鳥取縣齒科醫師會關係當選者

鳥取市

田中 清吉

岩美郡地區

大坪 正章

米子市地區

小林 徳太郎

入頭郡地區

小川 泰藏

東伯郡地區

角智 香雄

西伯郡地區

遠藤 榮順

日野郡地區

鳥取縣告示第七百八十九號

國民體力法第九條ニ基キ國民體力管理醫ヲ解任並選任シタル者左ノ如シ

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第七百九十一號

鳥取縣肥料検査官吏左ノ通任命セリ

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

地方技師 高橋 直人

鳥取縣告示第七百九十二號

間接肥料取締上物資統制令第二十條ノ規定ニ依リ職務執行ニ關スル證票左ノ通交付セリ

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

證票番號 官職名 氏 名

第一號 地方技師 高橋 直人

第二號 鳥取縣技師 石原 直樹

鳥取縣告示第七百九十三號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

解任

地方技師

熊野 誠治

選任

地方技師

草野 禎

委屬

醫師

佐々木 祐治

鳥取縣告示第七百九十號

森林法ニヨリ左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

字 地 番 地目 臺帳 面積 要編入 見込面積 所有者

氣高郡鹿野町大字未用

山ノ神 二、二五九 山林町反畝 步町反畝 步 石尾 爲五郎

東平 二、二六〇 山林町反畝 五七二六 五七二六 前田 隆太良

同郡小鷺河村大字河内

神津谷 二、三二〇 山林 五二五 五二五 倉益 富藏

同 二、三二〇 同 二二五 二二五 吉田 勘藏

00350

免許證 住 所 氏 名
番號
六二九 日野郡福榮村大字神福一、四五六 見田 一榮

鳥取縣告示第七百九十四號

昭和十七年十二月十日左記ノ者ニ對シ動力穀摺業免許證下付セリ

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
免許證 住 所 氏 名
番號
一四八 岩美郡福部村大字久志羅百拾番地壹 田畑直造
一七四 岩美郡小田村大字延興寺九拾番地 中土井 壽藏
一八〇 東伯郡旭村大字湯谷百四拾貳番地 仲原 勝治
一八九 西伯郡賀野村大字井上四百九拾參番地 赤井 徳文
一九九 東伯郡浦安町大字槻下六百七拾四番地 生田 兼藏
二二七 東伯郡浦安町大字金市參百拾五番地 橋谷 貫二
二七二 東伯郡由良町大字妻波千八百拾貳番地 河本 忠雄

鳥取縣告示第七百九十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十七年十二月十五日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

ノ件許可セリ

一 建築主ノ住所氏名 鳥取市瓦町二〇五番地 坪田 よね
一 建築物ノ所在地 鳥取市瓦町二〇五番地
一 建築物ノ用途 住宅兼店舗
一 構造種別及棟數 改築木造瓦葺二階建一棟
一 建築物ノ面積 建築面積 五、一六平方メートル
突出セル部分 三、〇六平方メートル
一 命令事項
一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

00351

鳥取縣告示第七百九十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十七年十二月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
一 建築主ノ住所氏名 鳥取市立川町五丁目一六一ノ一 吉本 揖治
一 建築物ノ所在地 鳥取市立川町五丁目一六一ノ一
一 建築物ノ用途 住宅
一 構造種別及棟數 改築木造瓦葺二階建一棟
一 建築物ノ面積 建築面積 一八、五八平方メートル
突出セル部分 一、四六平方メートル
一 命令事項
一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

彙報

鹽の割當制に就て

鹽割當取扱要綱

鹽は人間の一日も缺くことの出来ない重要な調味料品として極めて大切なものであるが、大東亞戰下各種緊急工業用としてこれを使用される量が激増して來た爲、自然従前より配給量も減少し各地ともこれが需給不圓滑の聲を聞き、特に農村方面では漬物用味噌醬油醸造用としてその不足を訴へる向が多いやうである。しかしこの配給割當については「鹽割當取扱要綱」により廣島地方專賣局に於て實施されてゐるもので、これを圓滑に運用し、且つ無駄な消費に注意したなら決して不足は生じないものと思はれるのであつて、この要綱は各市町村長宛送付してあるが、各位の参考の爲こゝにその概要を記すこととする。

まづ割當に先だち本局に於ては物資動員計畫を基礎として農林省の意摺及び陸海軍の需要等を參酌の上、既往の實績、需要の趨勢等を考へ、地方專賣局毎の年度販賣數量及び主たる用途に對し

其の用途別數量を指定するのであつて、地方專賣局に於ては右の指定數量を鹽販賣官署毎に配分し、需要時期を考へて月別販賣計畫數量を決定して本局の承認を求めらるるのである。

次に鹽販賣官署に於ては各月の販賣指定數量から家庭用基本割當數量を控除した範圍に於て、各市町村に對する加算割當量及び業務用消費者に對する割當量を決するるのであつて、今家庭用基本割當、市町村内に於ける家庭用に對する加算割當及び業務用消費者に對する割當についての要綱を記すと次の通りである。

(一) 家庭用基本割當

- 1、最低限度の確保量として一人一ヶ月當二〇〇瓦を割當てる
- 2、各家庭をして買受先を選定せしめ、當該買捌人に於て塩原票を保管して責任を以て賣渡しを行ふ。
- 3、家庭毎に購買する手数を省く爲、町村、部落又は隣保班に於て通帳を取纏めて一括購入するも妨げない。

(二) 市町村に於ける家庭に對する加算割當

- 1、鹽販賣官署は家庭用に對する基本割當量の外に、農家等鹽の使用が多い者に對して供給する爲、市町村を單位として鹽の加算割當配給を行ふ。
- 2、右の加算割當は、翌月分を前月中に決定して各市町村に通

知る

3、市町村では部落、隣保班又は家庭を單位として右の加算鹽の割當を行ふ。

4、この市町村に割當てた加算鹽は、各市町村に於て其の區域内に於ける需要量の緩急等を考へて實情に即するやう配給するのが建前であるが、地方によつては市町村に對する加算割當總量を戸數又は人口に均分するやうなものも無いとはいへないので、一層實情に適應した割當を行ふやう市町村に對して要望すると共に、各用途に對する加算標準を指示する。

5、加算鹽は地方の實情に應じ、町村、隣保班等に於て所在の鹽販賣官署から買受けて各家庭に分配し、又は市町村の發行する切符によつて各家庭で個々に鹽販賣官署から買受ける。

(三) 業務用消費者に對する割當

- 1、同業團體のあるもの
- 團體から鹽販賣官署に對して割當要望數量を申請し、販賣官署はその割當量を前月中に決定して通知するのであつて團體は團體員に對して右の割當量を分配する。
- 鹽は必要に應じて團體に於て所在の賣捌人からこれを買受け、各團體員に分配し、又は團體の發行する切符によつて

團體員に於て個々に買受ける。

2、同業團體のないもの

各人から直接鹽販賣官署に對して割當要望量を申請し、販賣官署は前月中にこれを決定して切符を發行するのであつて、鹽此の切符によつて賣捌人から買受ける。

3、一般業務用の鹽は現在各地方の鹽販賣官署に於て、買受實績・要望數量・需要の趨勢・鹽の供給力等を考慮してそれ〴〵所要數量を認定し割當を行つてゐるのであるが、味噌醬油については全國的統制團體があり、且つ中央に於て其の生産品の生産計畫が確立してゐるので、これが所要量の配給も全國的統一計畫の下に行ふことになつてゐる。其の他の業務用鹽についても今後全國的統制團體が組成せられ且つ中央に於て生産計畫が確立せられるに至つたら、味噌醬油同様逐次統一的配給に移行する方針である。

X

X

X

X

經濟統制と遵法

闇取引は敵の第五列

必ず私利に迷はされるな

支那事變四ヶ年有餘にして大東亞戰爭に發展した今次の戰は、こゝに又一ヶ年を迎へていよいよ動かすべからざる長期戰態勢を馴致し、敵米英はその豊富な資力と傳統的なねばり強さを以て老大な軍備擴充計畫を遂行し、將來に於ける反攻を豪語してゐて、既にソロモン海域及びアリューシャン方面に於ける反擊態勢は充分これを如實に示してゐる。我が國はこれに對して徹底的に擊滅の手をゆるめず、最後の勝利を占めて大東亞共榮圈をしつかりと建設しなければならぬのである。

而してこれが爲には吾々は今後幾年幾十年、或はそれ以上にも及ぶべき曠古の大長期戦をも覺悟して國土防衛の重責を果すと共に、益々生産力を擴充して行かねばならないのであるから、國民の總てが一糸亂れぬ統制の下に經濟戦に勝ち抜くことが絶対に必要である。

大東亞戰爭開始以來皇軍の赫々たる武勳によりて戰果は著々として擧がり、又今後も繰返されるであらう敵軍の蠢動も我が忠勇

無比なる將兵の武威に信頼して些かも危懼の要はないが、他面經濟的持久戰については今後國民一層の緊張と敢闘を要することを吾々は一人残らず確認しなければならない。何といつても敵は經濟力で世界を壓して來た米英であつて、これを最後まで撃攘し屈伏せしめ盡す爲には國民の徹底したる苦闘を覺悟しなければならぬのである。

そもそもすべての物資は一粒の米、一枚の紙といへども戰に勝つ爲に重要な國家の資源であつて、國家はこれらの物資を戰爭目的完遂のために統制してゐるのだから、吾々はその一つを使用消費するに當つてもそれは如何に國家の經濟に影響するかを考へ、假初にも私利私慾に動かされずとなく、戰に勝たねばならぬ國家の利害を考へてこれを買ひこれを使はねばならぬ。吾々銃後もまた常に戰爭であることを思つて戰時生活に徹底し、決して一家の利害に迷つたり或は少しばかりの生活上の不自由について不平や不満を抱くが如きは斷じて許されないのである。

然るに近時なほ國民のうちには、この經濟統制についての違反即ち闇取引の如きが相當に見受けられ、中には巧妙悪質となつたものさへあることは甚だ遺憾に堪えぬ次第である。

政府はさきに國家總動員法と輸出入品等臨時措置法を改正して

經濟犯罪に對する罰則を強化し、また去る三月には戰時刑事立法が成立して經濟犯罪に對する裁判に二審制度を執り、迅速に裁判し得る態勢を整へたのであるが、しかしどんなに附給機構を整備し、法制を制定し處罰を嚴重にしてもそれだけで闇取引が絶滅されることとは困難であつて、結局は全國民の心からなる協力によらねばならないものである。そして國民協力の根本は法律を遵守するところの遵法精神でなければならぬ。

遵法精神とは決して單に法を恐れてこれに遵ふといふのではなく、法の目的を知つてこれを生かさうとする精神でなければならぬのであつて、これは經濟統制法令に於て強く要求されてゐるところである。吾々は今次の戰の重大性を考へ、戰時下に於ける經濟生活が如何に喫緊の問題であるかを自覺し、自ら進んで諸々の法律に遵ひ、國家經濟の運行を圓滑ならしめるやう積極的に經濟統制に協力しなければならないのである。

然らば統制經濟の現状に於ける經濟違反とはどんなものであるか、今これを吾々の直接生活に影響の多い取引について拾つて見ると主として次の如きものである。

- 1、價格違反
公定價格……官廳が價格を定めたもの

協定價格……業者の組合が定めた價格を官廳が許したもの

停止價格……法律上價格の上昇を停止してあるもの

これらの價格に違反して取引が行はれることが多い。

2、無切符無通帳買買

思ふまゝに賣買出来るほど豊富にない物資を、最も正しく公平に入手出来るやうに定めたものが切符制或は通帳制であるが、これを不正に使用する者が絶えない。

3、賣惜み

イ、配給の少い物資を販賣するに當り、親類知己等の縁者又は常客でなければ販賣すまいとする行爲。

ロ、製造販賣者が利益を多くしたい爲に小賣業者又は消費者にのみ販賣し、利益の少い卸賣業者等への販賣を拒むやうな行爲。

ハ、中味賣の習慣であつたものを殊更習慣を變更して容器付でなければ販賣すまいとする行爲等。

4、買占め

この行爲はいろいろあるが、一例を挙げれば、利益を多くあげようとして從來の實績以上、販賣の必要以上の物資を

- 5、抱合せ又は負擔付販賣
一時に多量に購入するが如き行爲。

イ、販賣に當つて自己取扱の保險加入を條件とするやうな行爲。

ロ、客の必要としない物を同時に買はねば註文品を賣らないといつた行爲等。

これらの經濟統制違反に對しては昨年以來その罰則が重くなり懲役に於て最高十年、罰金に於て最高五萬圓となり、なほ犯罪に用ゐた財物の没収も出来ることになつてゐるのである。

闇取引を絶滅する爲には賣手もさうであるが、消費者自身の反省も絶對必要である。店員にチップを與へて家庭用品を買占めたり、魚屋の小僧さんに金を握らせて毎日魚を喰べたり、或は家を借りるのに法外の敷金を自分から出して借家する等いづれも許されない惡徳行爲であつて、こんな行爲が續けられるならば我が國の經濟統制は何時までたつても完全に行はれることは出来ぬわけであり、従つて戰闘には勝つても經濟戰に敗れることとなつて、前大戰のドイツの二の舞を演ずる虞のあることを銘記せねばならぬ。實に經濟統制違反は敵の第五列といふべきである。

凡そ法律は國家の存立を守る重大なる役割を持つものであるが國民全般の協力なくしてその完璧を期することは出来ないものであつて、經濟統制の問題に於て特に切實且つ緊迫した必要を要求される。遠く異域にあつて身命を鴻毛の輕きに比し、鐵火の巷を邁進されてゐる皇軍將兵の勞苦を思ふにつけ、これら出征勇士の後顧の憂を絶滅することは吾々統後を守る者の當然の責務でなくてはならぬ。従つて各人が進んで法律を愛護し、國民互に相戒めて經濟統制の完璧を圖るやう、隣保協力しなければならぬのである。

尙經濟統制の強化に伴つて勢ひ法令に不明瞭の點も生じ、或は轉業を餘儀なくされ、又はどうしても必要な物資が入手出来ない場合も出てくるであらう。警察にはかうした人々の爲に相談機關が設けられてゐるから、警察署又は駐在所に相談して、官民共に手を握つて大東亞戰爭完遂の爲に統後の經濟が微動もしないやう努めたいものである。

× ×

◎ 文部省推薦兒童圖書

- ◆ 童謡集 朝の幼稚園 北原白秋著 六四頁 一圓八十錢 帝國教育會出版部發行
- ◆ 山國のことも 酒井朝彦著 一六四頁 一圓五十錢 小學館發行
- ◆ 氏神さま 小野忠孝著 一八一頁 一圓五十錢 大日本雄辨會講談社發行
- ◆ 滿洲地圖 北原白秋著 二六一頁 二圓 フタバ書院成光館發行

昭和十七年十二月十五日印刷
昭和十七年十二月十五日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所